

2026 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社桜井製作所
代表者名 代表取締役社長 櫻井成二
(コード：7255)
問合せ先 経営管理部部長 瀧山英雄
(TEL. 053-432-1711)

上場廃止後の当社株式の取扱いに関するお知らせ

当社普通株式は、2026 年 10 月 1 日付で株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となり、2026 年 9 月 30 日の取引をもって、株式会社東京証券取引所における当社株式の取扱いが終了いたします。

上場廃止後の当社株式の取扱いにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上場廃止後の株式の売買について

上場廃止後、当社株式は株式市場において売買することができなくなり、売却を希望される譲渡人様と買受けを希望される譲受人様との間で売買する相対取引のみとなります。

なお、当社は株券不発行会社であり、上場廃止後も引き続き株券を発行する予定はありません。

2. 上場廃止後の株主様の各種お手続きについて

株式会社証券保管振替機構による当社株式の取扱いが廃止となることに伴い、各証券会社での取扱いもできなくなることから、原則として各種請求・届出書等への実印による押印および印鑑登録証明書の添付により、株主様の本人確認および株主様ご本人からの意思確認をさせていただきます。

なお、上場廃止後も当社の株主名簿管理等の株式事務につきましては、当面の間、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

上場廃止後の上記手続きにつきましては、上場廃止日現在の株主名簿確定作業に一定期間を要するため、当該確定作業が完了した後、順次対応を開始する予定ですので、ご了承ください。

3. 売買に関する今後のお手続きについて

上場廃止後、当社株式は株式市場において売買することができなくなり、売却を希望される譲渡人様と買受けを希望される譲受人様との間で売買する相対取引のみとなります。

数量・価格・決済方法は当事者間で決定することとなるため、当社から参考価格等をご案内することはできませんので、ご了承ください。

なお、株券がない状態での相対取引となるため、譲渡人様の株主確認を担保する必要があることから、株主確認および名義書換請求の方法は以下のとおりとなります。

譲渡人様と譲受人様との間で株式譲渡契約を締結後、「株式名義書換請求書兼株主票（株券廃止会社用）」に名義書換を行う株式数を明記し、譲渡人様ならびに譲受人様の必要事項をご記入のうえ、それぞれ実印をご捺印いただき、各々の「印鑑登録証明書」を添えて、後記4.記載の郵便物送付先までご提出ください。

「株式名義書換請求書兼株主票（株券廃止会社用）」の記載内容および添付書類を確認後株主名簿の名義書換手続きを行います。

なお、株式の譲渡等が行われた場合であっても、株主名簿上の名義が変更されていない場合には、会社に対して株主としての権利を行使することができない場合がありますので、必要お手続きを行っていただきますようお願いいたします。

名義書換に係る具体的な手続方法につきましては、当社ホームページにて別途ご案内いたします。

4. 上場廃止後の株式事務手続きに関するお問い合わせ・書類提出先

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先：〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く）

5. 株式事務手続き以外のお問い合わせ先

〒431-3124

静岡県浜松市中央区半田町720番地

株式会社桜井製作所 経営管理部 総務課株式担当

TEL：053-432-1711（代表）

受付時間：9:00～16:50

株主の皆様におかれましては、上場廃止後の当社株式の取扱いについて十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。

以 上